阿知須町広報

発行所　阿知須町役場
山口県吉敷郡阿知須町
発行　阿知須町広報委員会
編集　阿知須町広報委員会事務局
印刷所　阿知須印刷所

町長選は1月24日に

告示は1月16日

補充名簿登録申請をもれなく申請を

去る十二月十三日町議会は中川町長の退職申出に同意することを決定したが、これに伴い同十七日町選管委員会で選挙日程について協議された結果、告示は一月十六日、（大安）、投票日は一月二十四日に決定、また選挙事務日程の細部については十二月二十五日再び委員会が開かれた結果、次の通り発表されたが、右の事項に該当する方は補充名簿登録申請をされないと今回の選挙にはその与えられるべき権利の一切が行使できませんので、ぜひ申請しましょう。

①日本国民であって、年令満二十才以上（昭和十五年一月十一日以前の出生者）で基本選挙人名簿（三十四年九月十五日現在調製）に登録されていない方。

②昭和三十四年十月十日以前から引続き本町に住所をかまえている方

なお、右により登録の申請をされた方は縦覧期間にぜひ縦覧して、脱漏や誤載はないかを確認しましょう

調整期間	一月十一日
調整現在日	一月十日
補充名簿登録申請期間	自一月十一日 至一月十四日
縦覧及び異議申立期間	自一月十五日 至一月十六日
異議決定期限	自一月十七日 至一月十九日
確定期日	一月二十一日
告示	一月十六日
立候補届出期限	一月二十日
選挙日	一月二十四日

明朗平和な町政で計画達成を

議会議長　大沢謙之助

新春を迎えて心から皆様にお慶びを申し上げます。

過ぎし三十四年の一年間は阿知須町においては誠に重大な過程の連続でありました。皆様方すでに御存知のゴルフ場誘致と温泉荒掘、更には財政再建地方自治団体としての政府の認可を受け、一方町民の念願である赤字財政を建て直すということと漁港の改修や中学校校舎の建築などをはじめ、学校関係は申すまでもなく役場庁舎の建て替え、道路の改修等々今後の町政のあり方が一応決定されたのであります。

この事に関しましては、中川町長、塚本助役をはじめ役場職員一同の日を夜を次いでの涙ぐましい努力の賜であると厚く感謝致しております。

年の瀬も迫った先日、突然と申しますが全く突然塚本助役、更に中川町長の辞任ということになりましたがこの多事であった一年間皆様方の心からの御協力を衷心より深謝致します。

先にも述べましたように政府なり県の指導の下に進むべき基本線は決定しておりますが、この町財政の赤字を解消しながら事業も並行してやって行くという計画の達成までには幾多の困難や厚い壁を乗り越えて進まなければならないことは当然であります。

しかし、道は険しくとも昭和三十九年度末には約五千六百万円という膨大な赤字も解消出来るという明るい希望があります。

この佳き年の始めに当り互がお互に信義と友愛の精神を更にたかめて、町民打って一丸となり、明朗平和な町政の確立より以外にこの計画達成は出来得ないものを確信するものであります。何卒、倍旧の御支援と御指導を切望するとともに、御皆方の御多幸をお祈り申し上げまして年頭の挨拶と致します。

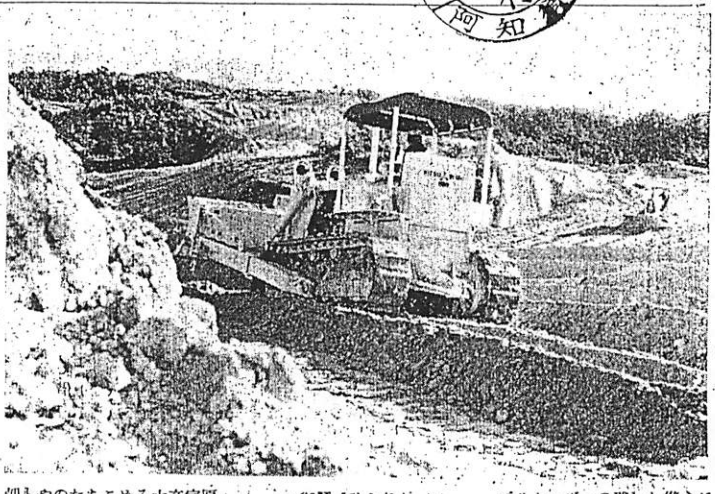

御題「ひかり」

光の中の建設譜

朝もやのたちこめる十文字原に、十数台のブルトーザーが地鞭きをたてて山土を堀りおこし、みるみるうちに緩かなスロープを造っていく。その土の底から阿知須町発展の息吹きがほのぼのと感じられ、ブリトーザーの残した幾すじかの足跡を照らす朝日の下からは、私達がかけた大きな希望の字宙市合併も芽生えてくることであろう……。

生会民委　会長に河村菊熊氏

去る十二月十七日開催された新民生委員による初会議で、同協議会々長に河村菊熊氏（寺河内）が、副会長に部坂智成氏（北祝）が決定した。

七日に区長集会を開催

（選挙事務連絡など）

一月二十四日執行される町長選挙などについての事務打合せのため、本月七日午後一時三十分から町議会議場で区長集会が開催されるので、補充選挙人名簿登録申請用紙もお渡しする関係上、ぜひ御出席されるようお知らせします。

中小企業退職金共済への加入を

◎昨年十一月からはじまった「中小企業退職金共済制度」には、県下でも下関市伊崎町の昭正水産商会など十二事業場で百七十四人が加入されています。

◎しかし、県下約二万八千事業場、従業員十万七千人の中小企業全体からみると加入者はまだこれから大いにふえなくてなりません

◎この共済に加入するには事業場ごとに従業員の意見がまとまると、近くの銀行や信用金庫、相互銀行で「退職金共済契約」の手続きをすればよいわけですが、手続きが終ると、あとは毎月掛金をかければよいわけです。

◎この共済の特徴は、掛金を変更することも、前払い、事情によっては納期を延ばしてもらうこともできます。

◎退職金は退職や死亡したときに手続きをすれば、契約した金融機関で現金を受取れます。また場合によっては共済契約の解約もできます。（加入後一年以上の解約は元利合計額の支払）

◎働らく方々の幸せと老後の安心の杖となる共済は増産や売上げ増加にも大いに役立ってくれることでしょうが、新年の計画にぜひとも共済を組入れて、なるべく早く加入しましょう。

◎この制度による中小企業は常傭従業員以下（商業、サービス業は三十人以下）の事業所が対象です。

☆　☆　☆

議会録音

町長の退職申出に同意

——第五回臨時会——

本年度第五回臨時議会は十二月十三日午前九時中川町長の退職申出を主題に招集された。

中川町長からはその退職理由として

一、町有財産の処分に関して重大なる責任を痛感したこと。

一、最近とかく健康がすぐれないこと。

の二点が示されたが、これに対し、山本議員から

〝健康上の……は了承出来るが、第一点の「町有財産……」については、あの温泉道路下の四筆の土地の他にも責任を痛感されることがあるか確認したい〟

の質問に対し、〝それもあるが、他にも一例として前助役をあの様に解任したことも、また他に処分についての疑惑をもたれることがあったら、みな私に責任がある〟と答弁、また岩村議員は、

〝町長の決意は固い、本日の議会でこの申し出に不同意と決定しても二十日後には自然に辞表は効力を発揮することになる。故に現段階において町長は、

〝私の申出が可決されて誠に感謝に堪えない。一年七カ月余の間住事面に不手際なことをやって来たにもかかわらず、どうなりこうなりここまでやって来られたことは、ひとえに議会及び町民の皆様方の御指導の賜物であったことを感謝いたします。ここに至りてはもう言葉を続ける勇気もありませんが、これから町のため何か役に立てば協力は惜しまないつもりです。……〟

と議会での最後の挨拶をのべ、午後一時三十二分退場されまもなく第五回臨時議会は閉会された。

御題「ひかり」に寄せて

三叢にひとり目覚むる幾年よ光澄みゆく窓に思うも　長枝　英雄

朝の冷気漂う窓より射す光降り立つ土間に滲くとどきぬ　大野　絹枝

兼重　きぬ

巻きそこねし葉つ葉を引けば朝霜の白く光りて中に落ち合う　河崎　幾代

氷雨止み鶏立つ日暮アスファルトの道冷々と濡れて光れり　河野　英子

ドラックに積まれしリンゴ光りつつ師走の街に人集め居り

出初式　サイレンを10回吹鳴

火事と間違われないように

私達の生命や財産を守る消防の式典、恒例の消防出初式は一月五日午前八時阿中グランドで挙行されるが今年は団員を六十名に減じあって町内各方面からその機動性が注目の的となるであろう。

当日は式終了後は市中行進、鉛割競技、五色放水などの行事が多彩にわたり催されるので多数御来観を。

なお、午前七時にはサイレンが短声連点（十回）吹鳴されるので、火事と間違えられないように。

×　×　×

補充年金について

◎昭和三十四年十一月からせんと権利がなくなりますので、将来支給要件に該当することが生じても受給権がありません。

これらの方々は一月三十一日まで洩れなく町厚生課へ。

◎十二月町広報でもお知らせいたしましたが——

去年十一月二日以降本年二月一日までに新たに受給権の発生する方については本月中に手続を完了されないと、第一回分受給期の三月に間にあいませんので期日に遅れずに届け出ましょう。

阿知須干拓入植及び増反希望者は

大至急町役場産業係へ御申込下さい。

お越しの際は印鑑をお忘れなく御持参のこと

園児募集

● 申込期間

1月10日から2月20日まで

● 申込方法

各地区民生委員のところにあるある申込書に所定の事項を記入の上〝民生委員に提出して下さい。

なお現在入園されている園児を引続き入園希望の方も同様提出されること。

自治庁再建計画書を承認
融資額は三千五十万円に

昨年十一月二十五日、県地方課を通じ自治庁長官に対して財政再建計画承認申請書が提出されたが、十二月十三日、遂に郵政省からの借入れが承認された！

この結果、融資対象額三千八十七万六千円に対し三千五十万円が融資されることに決定した。

なお、融資期日についてはまだ不明でありますが遅くとも二月上旬までには町に貸出される見込みです。

財政再建　総合計画書の概要

●町財政再建の目的は過去に発生した赤字を解消しつつ一定の財政投資をし、建設的事業を執行して行く方針になっています。

● 赤字額五千五百九十七万六千円の赤字を昭和三十四年度から三十九年度までなければなりません。

● この総合計画の基準は六ヶ年（前号の赤字解消計画表）で赤字は必ず解消し

〔財政再建計画（6カ年）歳入歳出年次総合計画表〕　（単位千円）

区分 ＼ 年度		昭和33年度	昭和34年度（計画第1年度）	昭和35年度（計画第2年度）	昭和36年度（計画第3年度）	昭和37年度（計画第4年度）	昭和38年度（計画第5年度）	昭和39年度（計画終了年度）
（歳入）	1・税収入	28,013	28,599	28,599	28,599	28,599	28,599	28,599
	2・地方交付税	8,646	9,289	9,289	9,289	9,289	9,289	9,289
	3・国県支出金	2,672	5,469	9,944	3,386	2,620	3,077	3,058
	4・地方債	0	0	2,000	0	0	0	0
	5・その他	12,607	27,660	2,297	2,297	2,297	2,297	2,297
	歳入計	51,938	71,017	52,129	43,571	42 805	43,262	43,243
（歳出）	1・消費的経費	38,447	34,280	24,232	25,115	24,745	25,203	25,026
	イ・人件費	16,967	14,607	13,325	13,325	13,325	13,325	13,325
	ロ・物件費	18,872	17,172	9,467	10,350	9,980	10,438	10,261
	ハ・その他消費的経費	2,608	1,875	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	2・投資的経費	5,611	11,661	19,875	7,507	7,525	2,851	8,490
	イ・補助事業	2,624	6,421	16,877	3,639	3,834	6,429	6,330
	ロ・単独事業	2,987	5,240	2,998	3,868	3,691	1,422	2,163
	3・公債費	8,541	28,133	4,822	3,775	3,453	3,043	2,563
	4・その他	25,558	26,845	29,276	26,730	20,118	13,681	7,161
	歳出計	78 157	100・293	73・205	63・127	55 841	49 778	43・243
歳入歳出差引額（A）		△26,219	△29,276	△26,076	△19,556	△13,036	△6,516	0
支払繰延額（B）		29,757	0	0	0	0	0	0
（A）−（B）		△55,976	△29,276	△26,076	△19,556	△13,036	△6,516	0

ております。

● この赤字額が年間納税をされる額の二倍にあたるわけで、これを解消して毎日生活しなければなりません。以上の様な総合財政の六ヶ年の計画が決定されたわけです。

歳入では、税収や地方交付税の伸びが歳入増に見込まれています。その他で財産売却代二千三百五十万円が歳入に含まれています。

地方債（起債）は財政再建期間中昭和三十五年度に二百万円（漁港改修事業財源）が計画されているだけです。

歳出では、人件費が三十四年度は昨年に比し二百三十六万円減になっています。これは温泉施設売却に伴う職員減、役場職員の退職整理減が考慮されています。来年度からはこの枠内で町全体の人件費をもって執行される。

物件費については温泉の原材料、燃料費が主な減に昭和三十三年度におき作製したもので、各年度共同じであります。

● 費目別には計画表の通りですが、三十四年度において歳入不足を期した額は二千六百二十一万九千円で、過去において支払出来なかった額（支払繰延額（B））二千九百七十五万七千円で赤字額五千五百九十七万六千円に一致するわけです。

なっています。

その他消費的経費には扶助費、寄付金、負担金、補助金が含まれている。この内扶助費を除いては、地財法により基準財政需要額の三%以内の支出に限られています。

投資的経費（事業計画表）は次号に掲載します。

公債費は三十四年度は昨年より千九百五十九万二千円増になっているが、これは各金融機関からの借入金が決算されたその一時借入金が主です。昨年度は約六百万円の一時借入金利子が支払われています。三十四年度でも約三百万円の利子が含まれていますが、これが政府貸金だと最終年度（三十九年）には約六百万円に充当されるわけです。その他については、前年度繰上充用金（歳入不足を生じた額）が主で、積立金（財政調整分）が三十五年度を除き各年度とも六十万円が計画されています。

前記の様に財政再建計画が策定されましたが、現在の町財政力からして六ヶ年にわたるこの計画は、一月二十四日に新町長が就任されるや一日も早く遂行されるよう全町民一丸となって邁進したいものです。

自衛官募集中

受付は14日まで
詳細は町庶務係へ

新春

教育長　中尾正一

明けましてお目出とうございます。学校教育界は順調な歩みを続けていることは新春を迎えて喜ばしい限りであります。この上とも向上の一路を念願いたし感想の一端を述べてみたいと存じます。

世界の教育の状勢を見ますと大きく二つの流れがあります。

一つはアメリカ式でマスコミ的教育、即ち間が広くソビエット式の系統的に奥深く掘り込んでゆく教育と思います。

ソビエットが人工衛生、長距離弾を飛ばして驚きあわてたのがアメリカでしょう。

アメリカはこれに遅れること十年という人もありますが、その原因は教育に欠点があったのではないかと教育のあり方について急に研究を始めたといわれます。

日本はどうでありましょうか。皆さんは学校で教科課程移行という事をお聞きでしょう。現在の日本の学生の学力、特に数学や理科方面の力が弱いと非難が強く打ち出されましたが、これは戦後の日本が貧乏であること、人の心に落ちつきがないこと、先生の資質が不充分であったことなどが原因かともいわれていますが、一つにはアメリカ式の小供をあまやかす教育にも一因があることでしょう。

故に子供の勉強することを組みかえて、系統的に科学的に子供の頭を鍛えようということで、例えば、従来の中学一年の数学を小学校六年に、高校一年の数学を中学三年にというように教育課程の移行をしてカ強い子供を育てようということです。

このことは常に大きな改正で、小学校では三十四五年を準備期として三十六年から実施するということになっています。従って今後は数学や国語の時間が多くなり、内容もむつかしくなります。

以上のことを御了知下さいまして新春とともに一段と子供さんの教育に力をそえ、学校教育にも益々御協力下さいまして、力強い子供の育成に邁進いたしましょう。

新年を迎えて

広報委員会
委員長　背戸山朝雄

昭和三十五年の新春を迎えて皆様とともに、まことに御同慶にたえません。

さて、昨年は本町にとっては、幾多苦難な世相を身近かに感じたのでありますが、幸い皆様の限りない愛町の念とたゆまざる努力とによって今や再建計画もなり、本年はより一層明るいとしになり得るものと確く信ずるのであります。然しながら本格的な発展期に突入したわけでなく、これからその実を挙げべく最良の努力を払う決意をもって臨まねばならぬ重大な段階に到来しているものと思います。

かえりみするに、新春の陽光をあびて、幾星霜いつしか浮ばん希望を懸めて静かに横たわる山河にも、今や輝やかしい発展の光明にみちみちて、前進を約束された道は開けわたってまいりました。

私共は本町の将来を思い現実を考え併せまして挙町一致伸び行く町勢のために決然と立ち上らねばなりません。

不肖私は客年微力をもかえりみず、委員長の重職をけがしましたが、爾来皆様の絶大なる御支援に対し心から感謝致しますと共に、広報の使命と致します報導の効果を充分に反映させ、町発展に努力し、先輩の霊かれました伝統の上に更に栄光を輝かすべく広報事業に精進することを固く決意致す次第で、今後とも一層の御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

つぎに近く町長選挙が行われるのでありましょうが良識により判断された人選がなされます事を念願しながら年頭にあたり心を新にして私の挨拶と致します。

助産費　葬祭費の受給は届出なければ…

国民健康保険も11月1日発足以来、事務処理上多少の行違いはありましたが、大体に於いてスムーズに進展して行きつつあることは被保険者各位と共に喜びに堪えません。御了知の如くこの保険は国民健康保険法にもとづき他の社会保険、共済組合等の被保険者以外の方で本町に住所を有する方は全員被保険者とならなければならない保険でありこの保険税も第一期分の納入通知書も配布し、納税成績も非常に良好であることは、被保険者各位の深い御認識の賜と思料いたしております。

なお、前々から説明会や各戸に配布した刷物等で申しているように負傷、疾病等の医療のほかに出産、死亡等に対する支給もいたしておりますが、この場合は文書で届出をされることになっていますが、その様な事例がまだ一件もありません。届出がされなくては当方としても支給の仕方がありませんので、該当者は速やかに印鑑をお持ちの上当課へ御足労下さい。届出用紙は係に備えつけてありますので、その場で手続きが出来るのです。

その他町外に転出される方の資格喪失届、他の町村から転入された方の資格取得届等被保険者の身上に異動のあつたときは、色々の届けをされなくてはなりませんので、その都度印鑑を携帯の上必ず早く届出られるように。

（厚生課）

剣道愛好者はどうぞ！
＝剣友会々員募集中＝

輝かしい歴史と伝統を誇る本町剣友会は、目下入会者を募集しています。希望者は右の会則を読まれた上西条区吉村恵治氏宅へ申込み下さい。

（阿知須町剣友会々則）

第一条　本会は阿知須町剣友会と称し、事務局を西条区吉村恵治宅に置く。

第二条　本会は町内一般社会人並に小学校、中学校高等学校の児童、生徒の剣道愛好者をもって組織する。但し小中学児童、生徒は準会員とする。

第三条　本会は会員の身心の鍛錬に主眼を置き、有能な社会人となるを目的とする。

第四条　本会は右の目的を達成するため練習会、大会を実施する。

第五条　本会に会長一名副会長二名、理事六名顧問若干名、会計一名事務局員一名、指導者若干名を置き、任期は各一カ年とする。

第六条　理事は総会に於いて会員中より選出し、会長、副会長、顧問は町内の剣道愛好者中より理事会が推薦する。

第七条　会長は本会を代表し、副会長は会長をたすけ、会長事故の時はこれを代行する。理事会は本会の運営事項について協議し、会長の諮問に答える。事務局は本会の事務にあたる。

第八条　本会は年一回総会を行なう。総会に於いて役員の選出、予算・決算の承認、事業計画、事業報告及び会則の改廃を行なう。

第九条　本会に必要な経費は会員の負担並びに寄附その他とする。

第十条　本会の会計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

第十一条　本会に必要な細則は別に定める。

昭和三十四年十二月一日から施行。

剣友会役員名

会長　兼定　彰
副会長　兼重　文一
〃　山木　幸一
理事　中田光人、藤岡満恵治、片山伸幸、大浜勇、藤田康一、嶋元好昭、長久忠夫、吉村顧問　大浜昭二、小池文雄
事務局　阿知須町西条
（電話一〇九番）
吉村恵治宅

お茶生花の会で作法の修得を

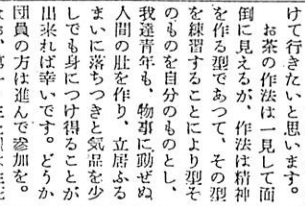

青年団活動の一端として十一月から生け花とお茶の会を鈴木先生の指導により毎週土曜日公民館において催していますが、永く続けて行きたいと思います。

お茶の作法は一見して面倒に見えるが、作法は精神を作る型であって、その型を練習することにより型そのものとし、我遠青年も、物事に動ぜぬ人間の肚を作り、立居ふるまいに落ちつきと気品を少しでも身につけ得ることが出来れば幸いです。どうか団員の方は進んで参加を。

なお、第一・三土曜は生花、第二、四土曜日はお茶の会の日程です。

◎本月二十日から県下一斉に新制度による自転車の登録替えが行われます。